

高福第 1 3 7 — 1 号
令和 7 年 5 月 9 日

各介護サービス事業所 代表者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
草野 敏行（公印省略）

「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度」に係る
経営情報の報告について（通知）

本県の介護保険制度の円滑な運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日に改正施行された介護保険法第 1 1 5 条の 4 4 の 2 第 2 項の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の報告は、介護サービス事業者の義務とされています。

つきましては、下記事項を御確認の上、報告の対象となる介護サービス事業者に該当する場合は、期限までに報告をお願いします。

記

1 報告の期限

毎会計年度終了後、3 月以内（例：令和 7 年 2 月終了 → 報告期限 5 月末）

※ 令和 6 年 3 月 3 1 日から令和 7 年 1 月 3 1 日の間に会計年度が終了している場合で、かつ現時点で報告を行っていない場合は、終了後に作成した損益計算書等をもとに速やかに経営情報を報告してください。

※ 2 回目以降の報告（令和 7 年 3 月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に受付が停止されています。受付再開の時期は改めてお知らせする予定です。

2 報告の対象

原則、全ての介護サービス事業者

※ 以下の基準に該当する介護サービス事業者を除く

- ・ 当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が 1 0 0 万円以下の者
- ・ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

3 報告の方法

厚生労働省において運営する「介護サービス事業者経営情報DB」にGビズID（プライムまたはメンバー）でログインし、報告してください。

＜システム入口＞

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

4 その他

経営情報の報告に関するFAQ、報告システムの操作マニュアルや説明動画、GビズIDの取得に関する手引き等を国や埼玉県ホームページに掲載しておりますので、詳細についてはこちらを確認してください。

＜ホームページ＞

「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo_keiei.html

※ 県ホームページ「さいたま介護ねっと」にもリンクがあります

5 問い合わせ先

介護サービス経営情報の報告に関するお問い合わせ前に、必ずホームページに掲載されているFAQや操作マニュアル、説明動画等を確認してください。

また、問い合わせ先の電話番号・メールアドレスについては、ホームページに掲載している「問い合わせ支援コンテンツ」を確認してください。

- (1) 報告システムの仕様や操作手順について、FAQや操作マニュアル、説明動画を確認しても解決しない場合

→ 報告システムヘルプデスク

メールアドレス：helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

- (2) 制度や報告の内容等について、FAQや操作マニュアル、説明動画を確認しても解決しない場合

→ 埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当

メールアドレス：a3240-22@pref.saitama.lg.jp

- (3) GビズIDの取得について、手引きや説明動画を確認しても解決しない場合

→ GビズIDヘルプデスク

問合せ先HP：<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

担当 埼玉県 福祉部 高齢者福祉課
施設・事業者指導担当

電話 048-830-3254

Mail 3240-22@pref.saitama.lg.jp